

基本料金(所要時間:6時間超7時間未満)					
種別	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通所リハビリテーション費 6-7時間(単位/日)	715	850	981	1,137	1,290
その他加算料金(該当時に加算されます)					
保険報酬範囲	リハビリテーションマネジメント加算イ(単位/月)	他職種協働し継続的にリハビリテーションの質を管理し、1ヶ月に1度のリハビリテーション会議の開催、居宅訪問による指導及び助言を行った場合に加算されます。		利用開始日から6ヶ月以内	560
				利用開始日から6ヶ月超	240
	リハビリテーションマネジメント加算ロ(単位/月)	加算イに加え、利用者ごとのリハビリテーション計画書の内容等の情報を「LIFE」を用いて提出し、フィードバック情報等を活用している場合に加算されます。		利用開始日から6ヶ月以内	593
				利用開始日から6ヶ月超	273
	リハビリテーションマネジメント加算ハ(単位/月)	加算ロに加え、管理栄養士を1名以上、言語聴覚士、歯科衛生士または看護師を1名以上、介護職員、その他職種が共同して口腔の健康状態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っている場合に加算されます。		利用開始日から6ヶ月以内	793
				利用開始日から6ヶ月超	473
	リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明(単位/回)	リハビリテーション計画について、事業所の医師が、利用者またはその家族に説明し、同意を得た場合加算されます。			270
	リハビリテーション提供体制加算(単位/日)	3時間以上の通所リハビリテーションを提供し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の合計数が厚生労働大臣が定める基準に適合したときに加算されます。			24
	入浴介助加算(Ⅰ)(単位/日)	入浴介助を受けられた場合に加算されます。			40
	入浴介助加算(Ⅱ)(単位/日)	利用者の居宅を訪問し、浴室における動作及び環境を評価や必要時、環境整備に係る助言を行い、身体状況を把握したうえで個別の入浴計画の元、入浴介助を受けられた場合に加算されます。			60
	短期集中個別リハビリテーション加算(単位/日)	退院(所)日または認定日より3ヶ月以内の期間に集中的に個別リハビリテーションを行った場合に加算されます。			110
	生活行為向上リハビリテーション実施加算(月)	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションを行った場合に加算されます。(開始日から6か月以内)			1,250
	若年性認知症利用者受入加算(単位/日)	若年性認知症利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合に加算されます。			60
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(単位/6ヶ月)	利用開始時及び利用中6か月毎に利用者の口腔の健康及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当介護支援専門員へ提供した場合に加算されます。			20
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(単位/6ヶ月)	栄養改善加算や口腔機能向上加算を実施している場合に口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当介護支援へ提供した場合に加算されます。			5
	口腔機能向上加算(Ⅰ)(単位/回)	看護師あるいは言語聴覚士等により口腔清掃の指導・実施、摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施される場合加算されます。			150
	口腔機能向上加算(Ⅱ)(単位/回)	上記取り組みに加え、計画等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効なサービスの実施のために必要な情報を活用した場合に加算されます。			160
	重度療養管理加算(単位/日)	要介護3,4,5の方で厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理のもと、指定通所リハビリテーションを行った場合に加算されます。			100
	科学的介護推進体制加算(単位/月)	利用者の心身状況等の基本的な情報の厚生労働省への提出と必要な情報を活用している場合に加算されます。			40
	送迎減算(単位/片道)	送迎を実施しない場合は片道につき減算されます。			-47
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(単位/回)	介護福祉士が70%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が25%配置されている場合に加算されます。			22
	退院時共同指導加算(単位/回)	病院等から退院(もしくは退所)する利用者に対して、入院(もしくは入所)していた病院等のスタッフと共同で指導を行った場合に加算されます。			600
	介護職員等処遇改善加算	介護職の職場の環境・制度整備のために国が実施している制度です。厚生労働省が示した要件を満たしている事業所が算定することができます。所定単位数にサービス別加算8.6%を乗じた単位数が加算されます。			
自費範囲	キャンセル料(円/日) ※当日8:30以降のキャンセルで発生		500		
	6-7時間利用	食費(円/日)	750		
		日用品費(円/日)	200		
		教養娯楽費(円/日)	200		
	2-3時間利用	日用品費(円/日)	50		
		おやつ代(午後利用時)(円/日)	50		
	おむつ代		実費		

・居宅・個別サービス計画書に位置づけられた上で送迎時に居宅内にて介護等を行った場合はサービス提供時間となります。
・我孫子市は地域区分が「6級地」であるため、単位数に10.33円を乗じた金額の1割(2割、3割)がお支払いいただく料金となります。また、小数点以下の端数処理で差異が生じる場合があります。
・感染症や災害の影響により、利用者数が前年度の平均延べ利用者数等から5%以上の減少している場合に、届け出を行い3ヶ月間基本報酬の3%が加算されます。特別の事情があると認められた場合は一回の延長を行います。加算分は区分支給限度基準額に含まれません。

※ケアプランによるもの・体調不良等で時間短縮された場合は介護保険サービス費が下記の基本料金となる場合があります。

種別	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通所リハビリテーション費 (単位/日)	1時間超2時間未満	369	398	429	491
	2時間超3時間未満	383	439	498	612
	3時間超4時間未満	486	565	648	842
	4時間超5時間未満	553	642	730	957
	5時間超6時間未満	622	738	852	1,120